

社会福祉法人 幸生会

女性活躍推進法・次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が安心して継続就業でき、活躍でき、男女ともに職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図ることができる雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

○計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの 5年間

○目標・取組内容

目標1 実態に合わせて雇用形態の転換を行い、男女ともに常用雇用者に対する有期契約労働者の割合を30%以下にする。

令和6年4月～ 有期契約労働者の就業規則の見直し、整備を行う。
令和6年4月～ 業務実態に応じた区分調査と転換希望調査を行う。
令和7年4月～ 実態に応じて雇用形態の転換を推進する。

目標2 男性の育児休業取得率を81%以上とする。

令和6年4月～ 男性の育児参加に関し、育児休業、看護休暇等制度利用への積極的な広報活動を行う。

目標3 若年者に対しインターンシップ等の就業体験期間を提供し、受入れを積極的に実施する。

令和6年4月～ 教育機関等との連携を図り積極的に実施する。
令和7年4月～ 事業所周辺の小中学生等を対象に施設見学会等の開催を検討する。